

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（令和7年度第1回）議事要旨

1 開催日時

令和7年6月17日（火）14時00分～16時00分

2 開催場所

経済産業省別館1階 全省庁共用104号会議室

3 出席者

（1）委員（敬省略、順不同）

新井 充（座長）、朝倉 浩一（書面審議）、岩田 雄策、熊崎 美枝子（書面審議）
芝田 育也、番場 啓泰、鶴田 俊、三宅 淳巳

（2）オブザーバー（敬省略、順不同）

平河 顕也（厚生労働省）、藤田 治人（経済産業省）

（3）事務局

加藤 晃一、根本 雄、馬場 光、山上 大地

4 配布資料

〔資料Ⅰ－１〕「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）

〔資料Ⅰ－２〕「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）

〔資料Ⅰ－３〕今年度の検討会スケジュール（案）

〔参考資料Ⅰ－１〕 開催要綱

〔参考資料Ⅰ－２〕 委員等名簿

〔参考資料Ⅰ－３－１〕 消防法令抜粋①（消防法上の危険物の定義、試験方法など）

〔参考資料Ⅰ－３－２〕 消防法令抜粋②（消防活動阻害物質関係）

〔参考資料Ⅰ－４〕 令和6年度第3回火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査
検討会議結果

〔参考資料Ⅰ－５〕 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書
（令和6年度）

5 議事内容

（1）座長選出

【事務局】 事務局推薦案について各委員異議（意見）なしのため、新井委員を本検討会の座長として選出する。

（２）「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）について

資料Ⅰ－１により事務局から説明が行われた。

調査方法に対し、委員全員の了承を得た。

意見等は以下のとおり。

【委員】 厚生労働省における「化学物質規制の見直し」について、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止となったとのことだが、事業所は化学物質の情報収集はどうしていくのか。

【オブザーバー】 リスクアセスメントや GHS 分類等に基づいて対象物質の情報収集を行っている。

（３）「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）について

資料Ⅰ－２により事務局から説明が行われた。

調査方法に対し、委員全員の了承を得た。

意見等は以下のとおり。

【委員】 昨年、アメリカのジョージア州でバイオラボ社の火災について、中間報告が出ているが、水と化学物質が混ざり合い、発熱して塩素系ガスが発生した。プール等の殺菌で使われる化学物質らしいが、事業所においても貯蔵している可能性があるため、そういうことが起きた際の対応に注意する必要がある。

【事務局】 今年度の調査に併せて確認するとともに、今後の参考にさせていただく。

【委員】 過去の事例として、東名高速でのタンクローリー横転事故で、積載していたステアリン酸クロライドが流出し、これが雨水と反応して塩化水素ガスが発生した。消防隊が中和剤を散布して対処したが、化学反応を起こして固化し、活動に長時間を要した事案がある。また、これを契機にイエローカードの携行が励行されるようになった。この事例のように、雨等により有害ガスが発生するケースや災害の多様化している状況も鑑み、海外情報等も含めて、広く情報収集しておく必要がある。

【事務局】 事故事例については、海外情報や豪雨災害等の事例があれば広く、情報収集していくつもりである。

【委員】 消防活動阻害物質については、消防隊における「消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質」としている。一方、アメリカでは、該当する事案が発生した場合、州民に避難勧告や避難命令をする動きもあるが、日本ではどうか。

【事務局】 実際の自治体の対応については、そういった事案の際には、環境部局や防災部局と連携し、地域住民の避難等を促す活動になると思慮する。また、消防隊の活動において、火災警戒区域をするなど住民等に対して、立入を制限する等の対応を図っている。

(4) その他

資料Ⅰ－３により事務局から説明が行われた。

特段の意見なし。

6 閉会

以上